

改正高年齢者雇用安定法と



シニア社員活用推進講習会

～少子高齢化社会における貴重な労働力として～

人生100年時代と言われる現代、もはやシニア世代は我が国労働力の3割を占めるに至っています。今後ますます進むであろう少子高齢化や人手不足の中で、企業にとってシニア世代は単に労働力としてだけでなく、その熟練した技術や長年の経験は魅力的であり、また勤労意欲も旺盛です。これらを背景に、高年齢者が活躍できる環境の整備を目的として高年齢者雇用安定法の一部が改訂され、本年4月1日より施行されています。また働き方改革の一環である同一労働同一賃金の影響も大きく、企業はシニア世代の雇用を踏まえその処遇をどうするかという課題に今後直面することでしょう。

そこで当講習会では、高年齢者雇用安定法や同一労働同一賃金の概要と、シニア世代の活用を現在の法規制の中で最大限に活用するにはどうしたらよいか、様々な視点から分かりやすく解説いたします。（オンラインにて開催します）

講座内容

1. データから見える働くシニア世代の現状と傾向
2. 2021年4月施行の改正高年齢雇用安定法
と今後の定年延長・雇用延長
3. 労働力としてのシニア世代の特徴と問題点
4. 労働力としてのシニア世代の同一労働同一賃金
5. 今後のシニア世代の処遇（業務、賃金、評価）の考え方
6. 活用したい助成金の紹介

◎希望者を対象に、後日個別相談会を開催いたします。

く ら な か か ず ひ ろ
■講師■ 蔵中 一浩 氏
横浜リネージュ社労士事務所 代表
・特定社会保険労務士



《プロフィール》

昭和58年東京外語大卒業後、(株)横浜銀行入行。主に融資審査の他、債権管理回収業務に従事し、支店と本部にて数多くの中小企業との相談、折衝に当たる。平成25年独立し横浜市内に社会保険労務士事務所を開設。社労士の枠にとらわれず、30年におよぶ銀行員としての豊富な経験を中小企業経営のために活用すべく現在活動中。セミナーも商工会議所、法人会等で積極的に開催している。またセクハラ・パワハラ防止コンサルタント、年金アドバイザー2級の資格も持つ。

日 時 2021年 9月15日(水)
14:00～16:00

《オンライン開催》

場 所 各事業所にて受講

※ 希望者は、豊岡商工会議所 会議室にて受講可

受講料 無料 (どなたでもご参加できます)

定 員 20名 (定員に達し次第、締め切ります)

■お申込み方法

下記申込書に必要事項をご記入頂き、
FAXにてお申し込みください。

後日、受講用 URL をメールにてご案内いたします。

9/15(水)「改正高年齢者雇用安定法とシニア社員活用推進」講習会申込書

豊岡商工会議所 行 → FAX: 0796-24-3180

申込日(2021. .)

事業所名		TEL	() -
住 所		FAX	() -
参加者名	会議所での受講 希望する	メール	@
参加者名	会議所での受講 希望する	メール	@

※お申込みいただいた皆様の情報は、当会の事業の詳細案内や事業の遂行など、当会活動のためにのみ利用させていただきます。